

第10期せき高齢者プラン21（介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画）における基礎調査分析及び策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

第10期せき高齢者プラン21（介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画）における基礎調査分析及び策定業務委託

2 業務目的

関市では、2037年をピークとして、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加していくことが見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護予防の充実、認知症施策の充実・強化、地域の状況に応じた生活支援の充実、介護人材の確保についても推進していく。

本業務では、これまでの地域の課題を洗い出し、地域が目指すビジョンを明確にし、そのビジョンを達成するためのサービス体制を構築するために、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項に基づく「認知症施策推進計画」を包含した「関市介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画」（以下「第10期せき高齢者プラン21」という。）を令和9年度から3か年を計画期間として一体的に策定する。

本業務は、民間事業者の専門的な知識を活用し、高齢者等の実態等を調査し、今後のサービス供給量や給付額予測等を行い、関市の地域性、特性に応じた計画を効率的に策定するにあたり、調査及び計画策定業務を支援する委託事業者の募集を行うものである。

3 業務概要

(1) 業務名称

第10期せき高齢者プラン21における基礎調査分析及び策定業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

6,800,000円（消費税及び地方消費税込み）

内訳（令和7年度 基礎調査分 2,900,000円）

（令和8年度 計画策定分 3,900,000円 予定）

ただし、計画策定分の上限額については歳出予算要求予定額であり、歳出予算が減額となった場合は、契約金額を変更することがある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加申込書の提出日現在において、関市競争入札等参加者選定要綱（平成16年関市告示第17号）第4条「入札参加者名簿への登録等」に規定する入札参加名簿に登録されていること。
ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。
- (2) 公表の日から契約締結までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示77号）第2条「資格停止」に基づく市長の資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去に地方自治体において、介護保険に関する計画策定業務の受託実績又は過去5年以内に福祉関係の計画策定業務の実績があること。
- (4) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理体制が確立されていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者、またはその構成員、その統制下にないない者。

5 スケジュール

項 目	日 程
手続開始の公表（公告）	令和7年7月9日（水）
質問受付期間	令和7年7月9日（水）～ 令和7年7月24日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年7月31日（木）
参加申込書等の提出期限	令和7年8月4日（月）午後5時
資格審査 （応募者多数の場合一次審査）	令和7年8月5日（火）～ 令和7年8月7日（木）
資格審査結果及び一次審査結果通知 二次審査実施案内	令和7年8月8日（金）
業務提案書等の提出期限	令和7年9月1日（月）午後5時
二次審査「業務提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）」	令和7年9月17日（水）午後
審査結果通知	令和7年9月下旬（予定）
契約締結	令和7年10月上旬（予定）

※一次審査は、応募者多数の場合のみ実施します。一次審査は、応募申込時の「法人

概要及び過去5年以内の福祉関係の計画策定業務の実績書（様式2）」及び会社概要を基に書類審査を行い、上位5事業者を選定する予定です。

※スケジュールは変更になる場合があります。変更になる場合は関市ホームページで公表します。

6 提出書類の様式

- (1) 参加申込書 (様式1)
- (2) 法人概要及び過去5年以内の福祉関係の計画策定業務の実績書 (様式2)
- (3) 質問事項提出書 (様式3)
- (4) 辞退届 (様式4)

7 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 提出方法

質問事項提出書（様式3）に記入のうえ、関市高齢福祉課へ電子メールにて提出すること。また、メール送信後、確認の電話を入れること。

（メールアドレス korei@city.seki.lg.jp）

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時まで

(3) 回答

令和7年7月31日（木）質問の回答は、関市ホームページにて行う。

8 参加申込書及び資格審査（応募者多数の場合は一次審査を兼ねる）

(1) 応募期限

令和7年8月4日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 法人概要及び過去5年以内の福祉関係の計画策定業務の実績書（様式2） 1部

ウ 会社概要（パンフレット等） 1部

(3) 提出方法

持参または郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限日までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(4) 提出場所

関市役所 健康福祉部 高齢福祉課 （南庁舎1階）

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

電話 0575-23-8127（直通）

9 参加資格の確認及び一次審査結果の通知

応募者が参加要件を満たす者であるかを確認し、また、応募者多数の場合、一次審査を実施し、結果通知書を令和7年8月8日（金）に応募者に郵送・電子メールにて通知するものとする。なお、確認結果に係る問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

10 業務提案書等の提出

資格審査（及び一次審査）に合格した参加者は、以下の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書（任意様式）

以下の内容について、明瞭に記載すること

- ・介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画の基本的な考え方
- ・関市の高齢者福祉に対する貴事業者の考え方
- ・基礎調査に対する考え方

（調査項目改善のための視点、回収率向上のための工夫、調査結果集計・分析方法の工夫、その他実施にあたっての貴事業者独自の工夫等）

- ・集計・分析の考え方、手法
- ・基礎調査報告書の編集方法、構成イメージ
- ・第10期せき高齢者プラン21に対しての考え方
- ・第10期せき高齢者プラン21の重点ポイント
- ・計画書の編集方法、構成イメージ

イ 経費見積書（別紙委託仕様書にかかる経費。調査、計画策定、それぞれ分けて提出してください。）（任意様式）

ウ 業務実施体制、研究員の経歴等（任意様式）

エ 業務工程表（任意様式）

※提出書類の様式は A4版用紙（A3折込可）、横書、左綴じとし、A4版縦型フラットファイルに編綴し、インデックスを付すこと。

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本（複写可）7部）

(3) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時必着

(4) 提出方法

持参または郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とし、事前に電話連絡をすること。郵送の場合は期限日までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(5) 提出場所

関市役所 健康福祉部 高齢福祉課 （南庁舎1階）

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

電話 0575-23-8127 (直通)

1.1 二次審査「業務提案審査(プレゼンテーション及びヒアリング)」

- (1) 日時 令和7年9月17日(水)午後 開始時間は、各事業者に別途通知する。
- (2) 実施場所 関市役所 6階 大会議室
- (3) 実施方法
 - ア 提案時間 プレゼンテーション(10分)、ヒアリング(10分)
 - イ 出席者 プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。
 - ウ 順番 プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出が遅かった事業者から行う。
 - エ 環境 プレゼンテーションについて、備品等を使用する場合は、事前に高齢福祉課に申し出ること。備品等は全て事業者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で準備するがパソコンは持参すること)

1.2 審査基準

本プロポーザルは別紙1「評価基準表」により、各審査委員の得点の合計点数が最も高い提案者を優先交渉者として決定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、審査委員の多数決により決定する。

1.3 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した相手方を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定および関市契約規則により随意契約を行う。契約の履行に関しては、契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。
- (2) 契約金額については、企画提案時に提出した見積書の金額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 契約締結に向けて交渉した結果、契約に至らなかった場合は、次点の事業者を優先交渉者とする。

1.4 審査結果及び公表

審査結果については、全提案者に郵送で通知するとともに、市ホームページ上にて、受託候補者の名称、委託契約予定金額、順位及び各評価項目の点数について公開する。

なお、評価結果については、異議を申し立てることはできない。

1.5 資格喪失

- (1) 提出された提案書に虚偽があった場合は、その提案者のプロポーザルを無効とするとともに審査委員会において選定を見合わせるものとする。
- (2) プロポーザルの申し込み後、契約締結までの手続き期間中に入札参加資格停止となった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、優先交渉者とし

て選定されている場合は、次点のものと手続きを行う。

(3) 本要領で定める資格要件を満たさないこととなったとき。

1 6 その他

(1) 本件プロポーザルに参加する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。

(2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めないものとする。

(3) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 審査結果の内容等に対する質問は、受け付けない。

(6) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を速やかに提出すること。

(7) やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。この場合、プロポーザル等に要した費用については、一切、関市に請求することはできないものとする。

1 7 問い合わせ先

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

関市役所 健康福祉部 高齢福祉課（担当 山田）

電話 (0575) 23-8127（直通）

FAX (0575) 23-7748

メールアドレス：korei@city.seki.lg.jp

別紙 1 評価基準表

評価項目	審査事項	配点
基本的な項目	老人福祉法・介護保険法・認知症基本法など計画策定に必要な知識があるか。	5
	国等の最新情報を得ることができるか。	5
	本市の高齢者福祉における状況を把握しているか。	5
提案内容	アンケート方法について効果的な提案がされているか。	10
	アンケートの集計、分析手法が適切か。	10
	計画内容についてわかりやすい構成になっているか。	10
	各種データ分析は、適正に行うことができるか。	10
	介護保険のサービス見込み量の算出方法は適正か。	10
	計画策定までのスケジュール管理は適正か。	10
	高齢者施策等運営協議会への運営支援の提案はあるか。	5
業務体制	柔軟な対応が可能で、適切に人員を配置し、業務体制が整っているか。	5
	主担当者に、介護保険に関する計画策定業務に携わった実績があるか。	5
	個人情報保護や機密保持及び情報漏洩に対する安全対策は十分か。	5
見積価格	価格が提案内容に対して適当か	5
合計		100

○評価

- A 極めて優れている 配点×1.0
- B 優れている 配点×0.8
- C 普通 配点×0.6
- D やや劣っている 配点×0.4
- E 劣っている 配点×0.2